

審 査 基 準

平成21年7月22日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第49条の2第5項
処 分 の 概 要： 駐車の許可
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 大分県道路交通法施行細則第8条（警察署長の駐車の許可）
審 査 基 準： 判断基準が「法令の定め」に尽くされていることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間： 3日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先： 各警察署
問 い 合 わ せ 先： 大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 （電話 097-536-2131 内線5183） 各警察署交通課
備 考：